

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月10日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 14 号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(教育課程外の教育に要する費用)

第2条 条例第1条第2項に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 次号に掲げる費用以外の費用 別表第1に掲げる額。ただし、保護者（条例第1条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）が子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者である場合にあっては、各月ごとの合計額から子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第15条の6第2項第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

(2) 特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）に係る教育に要する費用 別表第2に掲げる額。ただし、保護者が令第15条の3第2項第2号に規定する被保護者である場合にあっては、零とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区 分	金 額
非課税世帯、均等割課税世帯 及び基準年度の所得割課税 額（年額）が1円以上77, 100円以下である世帯	100円。ただし、教育を受ける時間が1時間を超える ときは、超える時間30分までごとに50円を100円 に加えた額
そ の 他 の 世 帯	300円。ただし、教育を受ける時間が1時間を超える ときは、超える時間30分までごとに150円を300 円に加えた額

- 備考1 「非課税世帯」とは、特定乳児等通園支援に係る教育を受けた月の属する年度（当該月が4月から8月までの間にあっては、前年度。以下「基準年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されている者のない世帯をいう。
- 2 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。
- 3 「基準年度の所得割課税額」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての基準年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を合算した額をいう。
- 4 京都市保育所条例施行規則第4条の規定は、基準年度の所得割課税額の算定について準用する。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）